

糸島市補助金設計書

所管課 生涯学習課

補助金名称	市体育協会補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会教育関係団体補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 5 __ みんなの力で進める協働のまちづくり

政策 2 __ 生涯学習機会の充実

施策 __ スポーツ環境を整備する

1 補助の目的

スポーツ人口の拡充や競技スポーツの振興、青少年スポーツ団体の活動育成等により、市のスポーツ振興を図る。

2 成果指標

【成果指標1】体育協会登録人数

【目標値1】 5,432人（平成28年度） 6,000人（令和2年度）

【成果指標2】スポーツ大会等の開催数（加盟競技団体等開催も含む）

【目標値2】 未把握 75事業（令和2年度）

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

糸島市体育協会及び加盟競技団体、育成支援団体が行う次の事業。

スポーツに関する事業の実施と援助

講習会や各種教室開催、市内スポーツ事業の実施

スポーツに関する広報宣伝活動

各地域やスポーツクラブの指導

市内スポーツの発展のための調査・研究

ジュニアスポーツ振興に関すること

その他体育協会の目的達成に係る事業

【補助対象者】

糸島市体育協会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

補助対象事業に要する経費。ただし総会費は除く。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率は、補助対象経費の80%以内【補助率例外Aに該当】

この補助金は、スポーツ人口の拡充や競技スポーツの振興、青少年スポーツ団体の活動育成等の事業に対する補助金である。

競技スポーツの振興や青少年スポーツ団体の活動育成について、市では特別に行っておらず、実質的に体育協会が本事業を担っている状況にある。

市のスポーツ振興を図るうえで、きっかけを与えスポーツの裾野を広げることは市が、競技スポーツの振興等は体育協会が中心的役割を担う方が、目的達成に効果的と考え、その事業に対する補助金であるため高い補助率とする。

現在も登録料を体育協会加入者から徴収している中、これ以上の自主財源確保は困難な状況。体育協会の活動に係る支出は、主に各競技団の活動に対する助成、年2開催する市民を対象とする体育大会等の開催に係る事業費、市の代表として出場する選手の県民体育大会派遣費がある。市民や市代表選手を対象とする事業費確保のため体育協会加入者の登録料を増額するのは困難。

また、各競技団の活動助成については、体育協会が提出する実績報告書及び申請書に各競技団の事業計画及び実績、収支予算及び決算も添付されており、内容の確認を行っている。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和2年度まで